

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
犬飼町上山奥地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況  
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
  - ・農業者や新規参入法人と連携を図りながら集落の農地を守っていく。
  - ・中心経営体以外の農業者は、集落の中心経営体の農地集積にできる限り協力し、農地が空けば中心経営体へ貸し付ける。
  - ・中心経営体の植付けや収穫作業等、可能な範囲で協力する。